

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888**香港の給与所得税(薪俸税)-認定慈善寄付金**

納税者は以下の全ての要件に該当する場合、その慈善寄付金に対して税額控除が申請できます。

- 現金の寄付であること。
- 慈善を唯一の目的とすること。
- 税務条例第 88 条に規定された慈善団体又は香港政府への慈善目的の寄付であること。
- 当該課税年度の慈善寄付金額が合計 100 香港ドル以上であること。

一般的に、慈善寄付金控除は納税者本人のみによって申請されることがあります。但し、同居している配偶者が寄付し、且つ慈善寄付金控除を申請しなかった場合のみ、納税者は配偶者の慈善寄付金控除が申請できます。いずれの場合も、納税者及びその配偶者は同一の慈善寄付金に対して控除を申請することができませんが、相手が申請していない慈善寄付金の残高を申請することができます。

課税年度 2008/09 以降、慈善寄付金控除の上限額は、関連課税年度の課税所得(所得から控除可能な支出や費用、減価償却費を差し引いた残額)の 35%です。納税者は複数の収入源があり、且つ総合課税を選択し、慈善寄付金金額が 1 つの税目(例えば、利得税)で全額控除されない場合、その未控除部分が総合所得税額から差し引くことができます。

納税者は慈善寄付金控除を申請する場合、当該課税年度の個人所得税申告書(フォーム BIR60)のパート 4.3 を記入することのみが必要です。納税者は確定税額通知書を取得する際に、前に記入した寄付金額が間違っているを発見する場合、以下の期限以内に、変更を書面で提出することができます。当該課税年度末後 6 年以内又は当該課税年度の評税通知書の発行後 6 ヶ月以内に(いずれかの遅い期間が優先される)、関連する補足文書及び必要な証明書類を説明・提出する必要があります。

データソース: 香港税務署ウェブサイト

<https://www.gov.hk/sc/residents/taxes/salaries/allowances/deductions/approveddonation.htm>

<https://www.ird.gov.hk/chs/faq/ctr.htm>

<https://www.ird.gov.hk/eng/pdf/dipn37.pdf>

参考資料:

1. 「香港税務申告サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html>

2. 「香港の雇用主の税務上の責任」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/7.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

口座開設

監査及び保証業務

知的財産権

合併買収

人事給与

税務申告

移民ビザ

税務計画

会計記帳

商標の登録

賃貸サポート